

日本弁護士連合会による国際司法支援活動^{*1}の基本方針
(平成21年3月18日理事会議決)

1 基本理念

日本弁護士連合会(「日弁連」)の国際司法支援活動は、以下に述べるような基本理念に基づいて実施されるものである。

(1) 基本的人権の保障と恒久平和主義

日弁連は、現憲法を擁護することを活動の基本としてきた。憲法前文では、恒久平和主義・平和のうちに生存する権利を謳い、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において名誉ある地位を占めたいと思う。」という国際的な協力の責務を規定している。

さらに、弁護士法1条1項は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と規定され、これを受けて日弁連会則2条は「本会は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する源泉である。」と明記している。日弁連は、この使命を遂行するために会員とともに協働しているのである(同会則3条)。

また、日弁連では、世界人権宣言をはじめとする国際的人権基準の普遍的遵守と保障の促進とが、全ての国の厳粛な責務であることを謳ったウィーン宣言およびその行動計画(世界人権会議1993年採択)の実施に積

*1 政府では司法に関する国際的支援活動を「法整備支援」と呼んでいる。他方、日弁連内部では、「法整備支援」が当初立法支援活動を中心としてきたことから、より幅の広い活動を想定して「国際司法支援」という用語を使用してきた。そこで、基本方針の策定にあたっては、「国際司法支援」という用語を使用している。日弁連では1999年9月に「国際司法支援活動弁護士登録制度」を設立したが、同登録制度上、「国際司法支援活動」とは、以下のように定義されている(制度規則第2条)。しかし、この定義には様々な活動が記載されている。今後、この「国際司法支援活動」の範囲・内容について検討していく必要がある。

「国際機関、諸外国の政府機関及び弁護士会を含む法律家の団体(以下「国際機関、諸外国等」という。)に対して行う次のような活動をいう。

- 一 諸外国の法曹養成に関する支援
- 二 国際機関、諸外国等の条約、法律などの立案への支援
- 三 国際人権・人道活動への参加
- 四 国際機関、諸外国等が行うその他の司法関連活動への参加
- 五 法律文献などの資料供与

極的に関与・協力していくことを決意し、宣言しているが^{*1}、日弁連の国際司法支援活動もこの責務の実行の一環として考えるべきである。

日弁連が国際司法支援活動を実施する際にも、憲法に謳われた恒久平和主義・基本的人権の尊重、弁護士法1条の基本理念および国際人権基準の遵守と保障への決意に従い、国際協力を実施する責務を自覚し、我が国最大の人権NGOとしてその国際司法支援活動を行わなければならない。

(2) 法の支配

日弁連では、憲法の底流に流れる「法の支配 (rule of law)」の実現のために日々努力しているところであるが、その国際司法支援活動においても同様である。

そこで、日弁連では、その司法改革実行宣言^{*2}において「法の支配」が社会のすみずみにまで及ぼされ、市民の期待にこたえる司法を実現することが、弁護士・弁護士会の市民に対する責務であると述べているが、その責務は国内にとどまらず、国際的にも遂行されるべきものである^{*3}。日弁連が、国際司法支援活動を実施するに当たっても、「法の支配」の実現に向けた活動であることを基本理念の一つとすべきである。

2 基本方針

上記の基本理念に基づき、日弁連の国際司法支援活動の実施に当たっては、以下の基本方針を念頭において行うものとする。

(1) 基本理念の実現

日弁連の国際司法支援活動は、基本的人権の保障・恒久平和主義・法の支配という基本理念を実現することを目的とすべきである。

(2) 政治的不偏性と中立性

日弁連の国際司法支援活動は、政治的不偏性・中立性に基づくものでなければならない。実際の活動の実施にあたってはこの点に十分に留意するべきである。

*1 1998年9月18日第41回人権大会宣言。

*2 第57回定期総会・司法改革実行宣言(2006年)

*3 司法制度改革審議会意見書(2003年)は、「国際社会は、決して所与の秩序ではない。既に触れた一連の諸改革は、ひとり国内的課題に関わるだけでなく、多様な価値観を持つ人々が有意的に共生することのできる自由かつ公正な国際社会の形成に向けて我々がいかに積極的に寄与するかという希求にも関わっている。」と謳い、さらに「発展途上国に対する法整備支援については、政府として、あるいは、弁護士、弁護士会としても、適切な連携を図りつつ、引き続き積極的にこれを推進していくべきである。」と述べているのも、その趣旨である。

(3) 活動プロセス

国際司法支援活動を実施するに当たっては、原則として以下の点に留意すべきである。

市民の自立支援

国際司法支援活動は、現地の実情に応じた支援でなければならず、現地からの要請に基づいた自立支援によるものとする。現地では、政府、市民、企業など様々な利害関係者がいるが、日弁連の活動は、常に最終的な受益者である市民の立場に立脚した自立支援を目的とすべきである。

カウンターパート（共同実施者）との協働

上記ア.の目的を実現するために、現地のカウンターパート（共同実施者）との協働を図るべきである。

フォローアップの実施

日弁連が行った国際司法支援活動が本基本方針に沿ったものであるか常に検証するべきである。そのため、その活動について活動中およびその後フォローアップ評価を行うことに努めるべきである。

安全性

日弁連が国際司法支援活動を実施するにあたっては、参加する会員等の安全性に十分に配慮して実施すべきである。

(4) 弁護士および弁護士会への支援活動

日弁連による独自の国際司法支援の活動として、対象国の弁護士および弁護士会に対する協力および弁護士制度の構築に関する助言を積極的に推進すべきである。^{*1}

弁護士は法曹の一翼を担う重要な役割を果たしており、特に途上国では、人権問題などが顕在化する中でその擁護者としての途上国の弁護士の活動は重要である。他方、こうした途上国の弁護士の活動の支援には政府ODAが目向けることは少なく、他の団体も支援活動を積極的にするわけではない。こうした環境のなかで、日弁連が、弁護士の団体として他の機関と重複しない支援協力活動を実施するという観点からも、日弁連が途上国の弁護士および弁護士会に協力することには意義がある。

(5) ODA（政府開発援助）との関係

政府とは異なる立場で国際司法支援活動を行う日弁連は、ODAとの関係について慎重に検討の上で参加の是非を判断すべきである。

ODA大綱では、司法の役割に触れる部分として、「良い統治」(グッド

*1 参照、弁護士の役割に関する基本原則（国連犯罪防止会議1990年採択）

・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力、 個々の人間に着目した人間の安全保障、 平和構築の努力、 政府開発援助の実施にあたっては、国際連合憲章(特に、主権、平等および内政不干渉)を踏まえて、開発途上国の援助需要、経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断すること、
開発途上国の民主化の促進、市場経済導入の努力ならびに基本的人権と自由の保障状況に十分に注意を払うこと、などの記述がある。これは日弁連の活動理念と相通じる点もあるので、ODAと有機的かつ効果のある協力活動(最大効率をあげる手法)を実施するために、上記の日弁連の基本理念および基本方針に反しないことを条件として、ODAと協働して活動することも考慮すべきである。^{*1}

付記：本基本方針には、「国際司法支援基本方針の解釈指針」が附帯している。

*1 日弁連では、1996年から独立行政法人国際協力機構(JICA)が主催するインドネシア、中国、モンゴル、カンボジア、ベトナム、ラオス、などに対する国際司法支援活動に協力してきたことはその現れである。